

刑事法

・解答上の注意

1. 問題用紙は4頁、解答用紙は3枚（各問について1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法の配点比率は、5：4：6です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

刑法 第1問

次の事例を読んで、X・Yの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

Xは、暴力団員Vに貸していた金を返してもらおうと考え、某年1月2日夜8時ころと9時ころの2度にわたり、Vに電話をかけた。Vは、Xが正月早々に電話をかけてきたことに腹を立て、VとXとの間で口論となり、Vは、「待っている。」と言って電話を切った。Xは、VがXの自宅にやってくる考え、Vとは別の暴力団に所属する弟Yに電話して、「暴力団のVと電話で言い合いになった。家に来るかもしれない。」と伝え、助力を頼んだところ、Yはこれを承諾してX方に来た。XとYとは、Vが必ず来るだろうと予想し、暴力沙汰になった場合に備えておく趣旨で、料理に使用していた出刃包丁（刃体の長さ約25センチメートル）を勝手口付近に置いて、すぐに取り出せるように準備した。

一方、Vは、上記電話でのXの発言に憤激し、同夜9時半ころ、X方自宅敷地内に自動車で乗り入れた。これを見て、まず、YがVを落ち着かせようと包丁を持たずにX宅から出ていくと、自動車から降りたVは、旧知のYを認めるやいなや、その場でYの頭部及び顔面を複数回殴りつけ、その腰や大腿部付近を蹴りつけて倒した。Xは、家の中からYがVから暴行を受けている状況等を見て、このままではYの身体が危ないと感じて、これを助けるため、用意してあった上記包丁を持ってVに背後から近づき、うつ伏せに倒れているYの背に右足を乗せて立っていたVの右腿（もも）をその包丁で1回突き刺したところ、Vは、Yの背から足を外してその場にうずくまった。Yは、Xが助けに来たことを知り、このすきに急いで立ち上がり、再度暴行を受けることを恐れて、うずくまっているVの下半身のあたりを前方から1回蹴りつけたが、次の瞬間、Vは、Xの方に向き直って「何をしやがる。」と言いながら、Xに近づいて来た。Xは、Yだけでなく自らの身の危険を感じて恐怖感を抱き、Vに対し、上記包丁でその左胸部を力いっぱい突き刺したため、Vは、心臓停止により間もなく死亡した。

刑法 第2問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

Xは、A株式会社の関東地区ブロック長の立場にあった。A社は、数年前から、心水玉というガラス玉を50万円で売り出していた。心水玉は、A社の社長であるBが、長年の修行の末に編み出した極秘の手法により鍛え上げたガラス玉であり、この玉を一晩浸けておいた水を料理に用いると、料理の味に深みが出るというふれこみの商品であった。心水玉は、Bの講演会などを通じて、Bの熱心な支持者となった人たちには熱烈に支持されていた。Xは、関東地区で心水玉に関する営業の権限を与えられており、自身も心水玉の効能に惚れ込んでいた。

Cは、会社をリストラされ、再就職活動をしたがそれもうまくいかず、将来に不安を感じつつ、退職金を食いつぶしながら生活していた。Cは、Bの講演会に参加して心水玉の存在を知り、心水玉に浸かった水を用いる食堂を始めれば、流行るのではないかと思立った。Cは退職金の残額全額をつぎ込み、さらに親から300万円を借りて、食堂を開店するのに必要な店舗を確保し、備品などを整えた。そのうえで、Cは、Xにコンタクトを取り、心水玉を使った食堂を経営したいのだが、手持ちの現金がない、どうにかならないだろうか、と相談を持ち掛けた。Xは、Cの食堂がうまくいけば、心水玉の評判も上がり、A社にとっても悪い話ではないと考え、A社がCに対し、心水玉をCの店の開店から6か月間無償貸与し、6か月後にCが心水玉の代金50万円を支払うか、それが難しい場合は心水玉を返還する、という契約を結んだ。

Cは、心水玉に浸けた水を用いることを前面に打ち出した「心水玉食堂」を開店した。Cの店はBの支持者を中心に、それなりに売上げを伸ばしていたが、大幅に利益を出すまでには至っていなかった。

Cの店が開店してから6か月が経過した。Xは、Cから何も言っていないため、Cに再三にわたり電話をかけたが、Cは、「代金はすぐに支払えるようになるからもう少し待ってくれ。」というばかりであった。Xはしびれを切らし、Cの店を訪れ、今すぐに代金を支払うよう求めたが、Cは、「今は無理だ。」と述べた。するとXは、「実は、今日心水玉を持って帰るか、代金を回収するかしないと、俺は会社を首になってしまう。そればかりか、Bに粛清されるかもしれない。どうか俺を助けると思って、心水玉を返してくれないか。」と泣きながら懇願した。しかし、この話は、XがもはやCを見限り、関係を断ち切ろうと決めてとっさに思い付いた作り話であり、この件で直ちに、XのA社での地位が脅かされることはなかった。Xのことが哀れになったCは、心水玉に頼らずに店をやり直そうと決意し、心水玉を返還することにした。Cは、店の奥に行き、水瓶の中から心水玉を取り出し、Xのところに行きかけたが、床が濡れていたせいで、転倒した。そのはずみに、心水玉は地面に落下し、粉々に砕けてしまった。Cは、起き上がると、「もう心水玉は天に召された。」と

放心状態で言った。

すると、Xは、いきなりCの店のテーブルをどんと強く叩き、「ならば今すぐ代金を支払ってもらおう。返さなかったら、店がどうなっても知らないぞ。うちの会社には、すぐに手が出る若い衆もいるんだぞ。何なら今から呼び出そうか。」と語気鋭く申し向けた。Xが豹変し、今まで見せたことのないような激しい怒りを示していることから、Cは「分かりました。いま手許には20万円しかないので、これで勘弁してください。残りは1週間後に支払いますので。」と言い、Xに20万円を渡した。Xは「しょうがねえな。今日はこれで引き下がってやるよ。来週までにしっかり用意しておけよ。」と言って、Cの店から帰って行った。

刑事訴訟法

以下に掲げた判決文は、最高裁平成24年2月13日第一小法廷判決（刑集66巻4号482頁）の一部である。これを読んで、小問1、小問2、小問3に答えなさい。

「刑訴法は控訴審の性格を原則として事後審としており、控訴審は、第1審と同じ立場で事件そのものを審理するのではなく、㉑当事者の訴訟活動を基礎として形成された第1審判決を対象とし、これに事後的な審査を加えるべきものである。第1審において、㉒直接主義・口頭主義の原則が採られ…（中略）…ていることに鑑みると、控訴審における事実誤認の審査は、第1審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきものであって、刑訴法382条の事実誤認とは、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいうものと解するのが相当である。したがって、控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要であるというべきである。㉓このことは、裁判員制度の導入を契機として、第1審において直接主義・口頭主義が徹底された状況においては、より強く妥当する。」

小問1 下線部(1)について、本判決が、第1審判決を「当事者の訴訟活動を基礎として形成」されていると評価しているのは、第1審においてどのような制度が採用されているからだと考えられるか。具体例を挙げつつ説明しなさい。

小問2 下線部(2)について、直接主義・口頭主義を具体化している条文を摘示した上で、当該条文が直接主義・口頭主義を具体化していると評価できる理由を、当該条文の趣旨を明らかにしつつ説明しなさい。

小問3 下線部(3)について、なぜ「裁判員制度の導入を契機として、第1審において直接主義・口頭主義が徹底された状況」が生じたと考えられるか。その理由を説明しなさい。